令和5年度

教育指導部 教育指導課の方針書

組織名 教育指導部 教育指導課所属長名 赤川 美和子

1. 組織の使命(ありたい姿)

横手を愛する心と生きる力を育む学校教育の充実

2. 組織の抱える課題(現状)

- ・この数年間で横手市の教育に携わる多くの教職員の退職が見込まれている状況の中、次の時代を担う教職員の資質の 向上が求められている。
- ・個々の実態に応じた指導や支援を必要とする児童生徒は年々増加傾向にあり、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ 細やかな配慮と支援が求められている。
- ・様々な理由により学校に適応することが困難な児童生徒が増加しており、中でもネット上のトラブルやそこから起因するいじめ・不登校への対応など、一人一人の気持ちに寄り添ったきめ細やかな配慮と支援が求められている。
- ・学校部活動の地域連携・地域移行に向けた取組への協力

3. 今年度の『スローガン』

学校等や子どもの視点に立った業務の遂行

4. 今年度の方針

- ○児童生徒の「ことばの力」の定着の下、"自ら学ぶ子ども"の育成を目指し、計画的、組織的な教職員研修の充実を図る。 ○幼児教育から小学校への円滑な接続と、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の個々のニーズに応じた指導の充実 を図る。
- ○学校に適応することが困難な児童生徒に対する学習環境の保障と、いじめの早期発見・早期解消のための体制を整備する。

5. 今年度の重点取組項目

	. 24				
(1)	実現したい成果	児童生徒の「ことばの力」の定着及び「自ら学ぶ力」の育成に結び付く指導の工夫改善			
	取組内容	・児童生徒に配付する新聞(小学校 年8回、中学校 年16回)の活用や読書活動を推進しながら、全ての学習活動において「ことばの力」の育成を重視して取り組む。 ・教育長訪問(各校1回)及び指導主事訪問(各校3回程度)において、ICTの効果的な活用や自ら学ぶ意欲を喚起する指導の工夫等について、指導助言を行う。 ・英語による豊かなコミュニケーション能力を養うために、11名のALTを各小中学校に配置・派遣し、児童生徒が英語に触れる機会を設定する。 ・ふるさとのよさを発見する活動を推進する。			
(2)	実現したい成果	幼児教育施設と小学校の連携の強化と、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の安定した学校生 活を保障するための体制の整備			
	取組内容	・幼児教育から小学校への接続を円滑にするために、指導主事及び教育・保育アドバイザーによる幼児教育施設訪問と幼小教職員合同のための研修会を実施する。 ・「個別の指導計画」及び「教育支援計画」を活用したり、進級や進学の際は丁寧な引継ぎを行ったりしながら、一人一人に合った学びを保障する。 ・全ての児童生徒が安定した学校生活を送ることができるよう、54名の支援員を効果的に活用する。			
(3)	実現したい成果	学校に適応することが困難な児童生徒や、いじめ等の問題に悩む児童生徒に対して、丁寧な支援を行っための体制の整備			
	取組内容	 ・不登校適応指導教室「南かがやき」教室と「西かがやき」教室における相談やカウンセリングを通して児童生徒や保護者の不安や心配事を丁寧に聴き取り、学校と連携しながら個々に応じた働きかけを行う。 ・学校における日々の観察やいじめアンケート調査、面談等によるいじめの積極的な認知を推進する。 ・平鹿中学校区を横手市いじめ防止等対策モデル推進地区に指定し、規範意識や互いを思いやる心を育むなど、児童生徒が主体となった関係づくりを全ての小中学校に広める。 			

6. 方針に対する年度 上期(4月~9月)の取組状況

- (1)児童生徒の「ことばの力」の定着及び「自ら学ぶ力」の育成に結び付く指導の工夫改善
- ・授業等への新聞活用及び読書活動について、各校の課題に応じた指導・助言を行った。
- ・学校及び公立図書館合同研修会(8月)を実施した。
- ・教育長訪問(17校)、指導主事訪問(20校)において、ICTの活用状況や授業改善の戦略について把握し、指導・助言を 行った。
- ・外国語活動・外国語の指導主事訪問(7校)や外国語教育研修会(9回)を実施した。
- ・管理職との面談(5月)において、各校のふるさと教育の方針等について、指導・助言を行った。
- (2)幼児教育施設と小学校の連携の強化と、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の安定した学校生活を保障するため の体制の整備
- ・指導主事及び保育アドバイザーによる幼児教育施設訪問(24施設)と幼小教職員合同研修会(8月)を実施し、幼児教育と小学校の連携を促した。
- ・支援や配慮を必要とする児童生徒に対して、「個別の指導計画」及び「教育支援計画」を作成し、一人一人に合った学びを保障するため活用した。
- ・支援員の活用について、各校の状況を把握し、指導・助言を行った。
- ・横手市就学相談会(8・9月)を実施した。
- (3)学校に適応することが困難な児童生徒や、いじめ等の問題に悩む児童生徒に対して、丁寧な支援を行うための体制の整備
- ・不登校適応指導教室「南かがやき」教室と「西かがやき」教室において、相談やカウンセリング(265件)を実施し、学校と連携しながら個々に応じた働きかけを行った。
- ・いじめアンケートを7月に実施し、状況把握した上で、学校への指導・助言を行った。
- ・政策提案型Y8サミット創快横手市議会に向けた交流会及び学習会を3回(5・8・9月)行った。

7. 年度下期(10月~3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- (1)児童生徒の「ことばの力」の定着及び「自ら学ぶ力」の育成に結び付く指導の工夫改善
- ・教育長訪問(3校)、指導主事訪問(20校)において、ICTの活用状況や授業改善の戦略について把握し、指導・助言を行う。
- ・11月2日開催の公開研究会において、推進校の成果と課題を共有することを通して、各校の授業改善の推進を促す。
- ・学校及び公立図書館合同研修会(11・1月)を実施する。
- ・NIEコンクールを実施する。
- ・外国語教育研修会(1回)を実施する。
- (2)幼児教育施設と小学校の連携の強化と、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の安定した学校生活を保障するため の体制の整備
- ・指導主事及び保育アドバイザーによる幼児教育施設訪問(9施設)を行う。
- ・幼小接続推進協議会(2月)を実施する。
- ・支援員の適正な配置に向けた「令和6年度支援員配置希望調査」を実施する。
- ・横手市就学支援委員会(10月)及び横手市就学相談会(11・12月)を実施する。
- ・就学サポートファイル"すこやか"と横手市個別の支援計画ファイル"バトン"を作成する。
- (3)学校に適応することが困難な児童生徒や、いじめ等の問題に悩む児童生徒に対して、丁寧な支援を行うための体制の整備
- ・いじめアンケートを12月に実施する。
- 不登校調査を実施する。
- ・Y8サミット創快横手市議会(11月10日)に開催する。
- ・横手市いじめ防止等対策モデル推進校(平鹿中学校区の小・中学校)の取組を発表する。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- (1)児童生徒の「ことばの力」の定着及び「自ら学ぶ力」の育成に結び付く指導の工夫改善
- ・20校全ての小・中学校において、授業への新聞活用と読書活動が推進された。
- ・次年度に向けて、NIEのワークシート活用と「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加など、全ての小・中学校で共通して取り組む計画について検討している。
- ・20校全ての小・中学校において、ICTを効果的に活用した授業改善が図られた。次年度は、「自ら学ぶ子ども」の姿を具体化し、目標の明確化を図り、各校の研究について、具体的な指導・助言に当たる。
- ・外国語教育について、指導主事訪問や外国語教育研修会において、全小・中学校に対して、コミュニケーション能力を養うための授業改善を促した。
- (2)幼児教育施設と小学校の連携の強化と、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の安定した学校生活を保障するための体制の整備
- ・幼児教育施設と14校全ての小学校に対して、就学に当たり配慮が必要な児童について連携を強化するよう促した。
- ・特別な配慮を必要とする児童・生徒512名について、支援するための個別の計画を作成した上で、適切な支援を施した。
- ・学校から、支援員に対する要望が増加しているため、より効果的な支援員の活用について、指導・助言していく。
- (3)学校に適応することが困難な児童生徒や、いじめ等の問題に悩む児童生徒に対して、丁寧な支援を行うための体制の整備
- ・不登校の児童・生徒は増加しているが、不登校の原因や背景が多岐にわたることを踏まえた上で適切なアセスメントを行うよう、各校に対して指導・助言した。次年度も、一人一人の学びの場や機会の保障を重視して、関係機関との連携協力のネットワークによる支援の充実を図っていく。
- ・いじめについては、積極的な認知による早期発見・解消に努めた。次年度も、日常的な観察と定期的なアンケートなど、積極的な認知 を図る。

令和5年度

教育指導部 学校教育課の方針書

組織名 教育指導部 学校教育課 所属長名 佐藤 隆徳

1. 組織の使命(ありたい姿)

健やかに安全で安心して学べる教育環境づくりの推進

2. 組織の抱える課題(現状)

- ○スクールバスの交通事故防止とスクールバス保有台数の増加による管理業務の改善。
- ○通学路における交通事故防止のため、横断歩道・外側線等の再塗装や危険箇所の改善。
- ○教育の機会均等を確保するため、就学援助や奨学金制度のさらなる周知を図る。
- ○健やかに学校生活を送ることができるよう、児童生徒の健康の保持促進を図る。

3. 今年度の『スローガン』

広い視野を持ち、連携を図りながら業務を進めよう。

4. 今年度の方針

- ○スクールバスの安全運行と通学路における安全確保
- ○就学援助や奨学金制度の周知及び適正な事務執行
- ○児童生徒における健康の保持増進のための健康診断等の実施

5. 今年度の重点取組項目

(1)	実現したい成果	スクールバスの安全運行と通学路における安全確保
	取組内容	・スクールバス運転手に対し研修等を実施し、安全運転の励行により交通事故の防止を図る。・スクールバスの適正かつ効率的な管理運営を行う。・通学路安全推進会議の開催と合同点検の実施。
(2)	実現したい成果	就学援助や奨学金制度の周知及び適正な事務執行
	取組内容	・就学援助制度についての周知を図り、適正な事務執行を行う。 ・奨学金制度や奨学金返還支援制度について、市内高校を訪問し、担当者に制度内容の説明を実施。 ・奨学金の償還(返済)について、適正な収納業務に取り組む。
(3)	実現したい成果	児童生徒における健康の保持増進のための健康診断等の実施
	取組内容	・児童生徒の健康状態を把握するため、学校医等による児童生徒健康診断を実施。 ・就学時健康診断を実施し、小学校入学前児童の心身の状況を的確に把握する。 ・小児生活習慣病予防対策事業として、児童生徒(小4・中1)の健診を実施し、対策会議を開催。

6. 方針に対する年度上期(4月~9月)の取組状況

(1)スクールバスの安全運行と通学路における安全確保

- ・各バス車庫を巡回し、スクールバス運転手に対して安全運転の徹底と事故防止に努めるよう注意喚起を図った。
- ・学校でのスクールバスの利用が大幅に増加したが、運転手やバスの割り当てを的確にかつ効率的に実施した。
- ・第1回横手市通学路安全推進会議を7月に開催し、通学路合同点検を8月に実施。対策必要箇所の把握を行った。

(2) 就学援助や奨学金制度の周知及び適正な事務執行

- ・5月に就学援助認定審査会を開催。就学援助対象者は283人。(R5.9末現在)
- ・5月に奨学生選考委員会を開催。令和5年度奨学生14人。(R5.9末現在)
- ・令和6年度奨学生募集等の周知のため、7月に市内各高校を訪問し、担当者への説明を行った。
- ・奨学金返還支援制度は、対象者に通知を行い 11人への支援を実施した。(R5.9末現在)
- ・奨学金滞納者へ文書や電話による督促を実施。収納率は、現年分(納期到来分)93.6%、過年度分6.5%。(R5.9末現在)

(3)児童生徒における健康の保持増進のための健康診断等の実施

- ・児童生徒健康診断は、4月より各校で実施。
- ・第1回横手市小児生活習慣病予防対策会議を6月に開催。また、小児生活習慣病健診を8月より実施。

7. 年度下期(10月~3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

(1)スクールバスの安全運行と通学路における安全確保

- ・スクールバス運転手を対象とした「安全運転講習会」を10月に開催する。
- ・第2回横手市通学路安全推進会議を開催し、対策必要箇所における対策状況の確認や対策内容の検討を行う。

(2) 就学援助や奨学金制度の周知及び適正な事務執行

- ・就学援助については、来年度の新1年生保護者に対し、新入学学用品費の入学前支給についての周知を図る。
- ・奨学生の募集継続と、奨学金返還支援制度の周知と受付継続。
- ・ 奨学金滞納者への文書や電話による督促を継続する。

(3)児童生徒における健康の保持増進のための健康診断等の実施

- ・就学時健康診断を10月から11月にかけて実施。
- ・横手市小児生活習慣病予防対策会議を11月と2月開催予定。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

(1)スクールバスの安全運行と通学路における安全確保

- ・スクールバス運転手への講習を実施し、安全運転意識の向上に努めたが、今年度、スクールバスの事故が9件発生した。いずれも大事に至らなかったものの、全運転手に対して、再発防止に向け注意喚起を行った。
- ・スクールバスについて、運転手やバスの割り当てなどの運行管理を円滑に実施することができた。また、運行経路について、適宜見直しを行った。
- ・通学路安全推進会議や通学路合同点検を実施し、危険個所の情報共有とその安全対策について協議し、道路管理者等に対して改善を要望した。

(2) 就学援助や奨学金制度の周知及び適正な事務執行

- ・就学援助や特別支援就学奨励費については、申請手続きの一部の電子化を実施することにより、申請者の利便性向上を図ることができた。
- ・奨学金や返還支援制度について、市内各校を訪問し、担当者への説明を実施し周知を図った。なお、令和5年度新規貸付者は15名であった。また、令和6年度の事前応募者は14名となっている。
- ・奨学金返還滞納者については、文書や電話での督促を継続的に実施した。

(3)児童生徒における健康の保持増進のための健康診断等の実施

- ・児童生徒健康診断、就学時健康診断ともに、各校において計画どおり実施することができた。
- ・健康診断の準備や、学校医や関係機関との日程調整などについて、学校と協力を図りながら着実に行った。
- ・小児生活習慣病予防対策会議において、医師などの関係者との情報共有や意見交換を行い、今後の継続した取り組みの必要性を確認した。

令和5年度

教育指導部 学校給食課の方針書

組織名 教育指導部 学校給食課 所属長名 遠藤 督士

1	組織の	使命((ありたし	\迩)
т.	ハエハルベーン	IX HIJ V	しひりりんしゃ	-

安全で安心な、子どもが親しむ学校給食の提供

2. 組織の抱える課題(現状)

- ○学校給食における安全衛生管理の徹底と食育活動の推進
- ○地場産食材の使用率の向上

3. 今年度の『スローガン』

「食」・「人」・「風土」を愛する心を育む学校給食

4. 今年度の方針

- ○安全・安心で充実した学校給食の提供
- ○郷土を育み、健康的で正しい食習慣の形成

5. 今年度の重点取組項目

	C - Antone An		
(1)	実現したい成果	安全で信頼される学校給食の提供	
	取組内容	・秋田県版HACCPに基づく衛生管理と指導の徹底 ・危機管理及び食物アレルギーへの対応マニュアルの遵守 ・安全安心で充実した学校給食を提供するため、給食センター調理配送業務委託事業者と連携を密に図る	
(2)	実現したい成果	学校における食育の一層の推進	
	取組内容	・横手市産の食材を使用した季節感あふれる郷土食の提供 ・栄養教諭等による食に関する指導及び活用の充実 ・減塩献立、統一献立、バイキング給食等の実施	
(3)	実現したい成果	地場産食材の使用率の向上	
	取組内容	・地元農家会と連携・情報共有を密にし、地場野菜15品目の使用割合の増加を図る	

6. 方針に対する年度上期(4月~9月)の取組状況

- (1)安全で信頼される学校給食の提供
- ・委託事業者と定期的にミーティングを実施し、調理作業の意思疎通をはかり、事故防止に努めた。
- ・8/23委託事業者による学校給食における衛生管理研修会を開催し、留意点や事故例を基に衛生管理の重要性を再確認した。
- ・学校におけるコロナ感染症に関する衛生管理マニュアルに基づき、学校行事(試食会、見学会、バイキング給食)の進め方や受入れ体制を更新した。
- (2)学校における食育の一層の推進
- ・栄養教諭が給食時間を利用して定期的に訪問し、食の指導を実施した。
- ・「横手のごっつぉ給食」に代わる「よこてだいすき給食」を実施し、児童生徒に横手の豊富な食材や特色ある食文化を学ぶ機会を提供した。
- (3)地場産食材の使用率の向上
- ・食材納入業者(市内農家会等)と意見交換を行い、地場産野菜の計画的な活用について情報共有を図った。
- ・冬場の地場産活用の向上を図るため、食農推進課と連携し、低温貯蔵庫で保存できる野菜(玉ねぎ、にんじん、じゃがいも)の検証を開始した。

7. 年度下期(10月~3月)に向けた課題と取組方針【ギャップと対策】

- (1)安全で信頼される学校給食の提供
- ・下期はノロウイルス等の発生時期を向かえることから、日常の健康観察を十分に行い、センター内での感染予防を徹底する。
- (2)学校における食育の一層の推進
- ・児童生徒が食に興味を持ち、食の大切さの理解へと繋げるため、行事食、郷土食など地場産物を取り入れた給食の提供や栄養教諭による学校訪問での食の指導を行う。
- ・学校行事(試食会、見学会、バイキング給食)は可能な限り受け入れる。
- ・給食に係る動画を作成し、学校で活用することを試験的に行う。
- (3)地場産食材の使用率の向上
- ・食材納入業者(市内農家会等)と連携しながら地元産食材の活用を積極的に行う。
- ・冬場の地場産活用の向上を図るため、低温貯蔵庫で保存できる野菜(玉ねぎ、にんじん、じゃがいも)の検証を引き続き行う。
- ・冬場の農閑期に園芸拠点センターを活用し、食材加工品の製造を農家会へ依頼する。

8. 総括(取組みの結果と成果、次年度に向けた課題【結果と成果】)

- (1)安全で信頼される学校給食の提供
- ・腸内細菌等対応マニュアルを現状に即した内容に改定した。また、危機管理、衛生管理マニュアルをもとにセンター内での感染予防を徹底した。
- ・調理配送委託事業者と情報交換や共通認識を図り、スムーズに給食提供できている。引き続き連携して安全安心な給食提供に努める。(重大な事故(食中毒等)による給食停止件数0件)
- (2)学校における食育の一層の推進
- ・3センターで毎月、「横手市統一献立」として横手市産の食材や季節感あふれる郷土食を提供することで、豊富な食材や特色ある食文化を学ぶ機会となっている。また、「横手のごっつぉ給食」に代わる横手の食材をふんだんに使用した「よこてだいすき給食」を実施し、地域の食材を知り、美味しく食べることで、ふるさと横手の良さを改めて実感する機会を提供できた。
- ・給食に係る動画を作成し、試験的に学校の授業で活用した(1校)。来年度からは本格的に実施していく。
- ・バイキング給食などの学校行事の積極的な受け入れ、栄養教諭による学校訪問での食の指導など今後も継続していく。 (バイキング給食27回、センター見学会12回、給食試食会11回、学校訪問152回実施)
- (3)地場産食材の使用率の向上
- ・地場産野菜15品目使用率 R6年1月末:27.3%(前年比▲9.3)

月によっては昨年度を上回る使用率だったが、天候不順による雪下にんじん出荷困難の影響で4月の使用率が大きく減少、また猛暑による不作の影響で8月以降のキャベツ等の葉物やじゃがいも等の根菜類の使用率が大幅に減少したことが主な原因として考えられる。使用率を少しでも向上させるため、今年度から食農推進課と連携し低温貯蔵庫で保存できる野菜(玉ねぎ、じゃがいも、にんじん)の検証を実施中。12月末時点でじゃがいもは芽が出てしまったが、R6.1月時点で玉ねぎは使用可能。引き続き検証を行い、冬場の活用向上を図る。

・冬場の農閑期に園芸拠点センターを活用した食材加工品(りんごのコンポート等)の製造を農家会に依頼し、給食に提供できた。今後も食材納入業者(市内農家会等)と意見交換を行い、地場産野菜を計画的に活用していく。